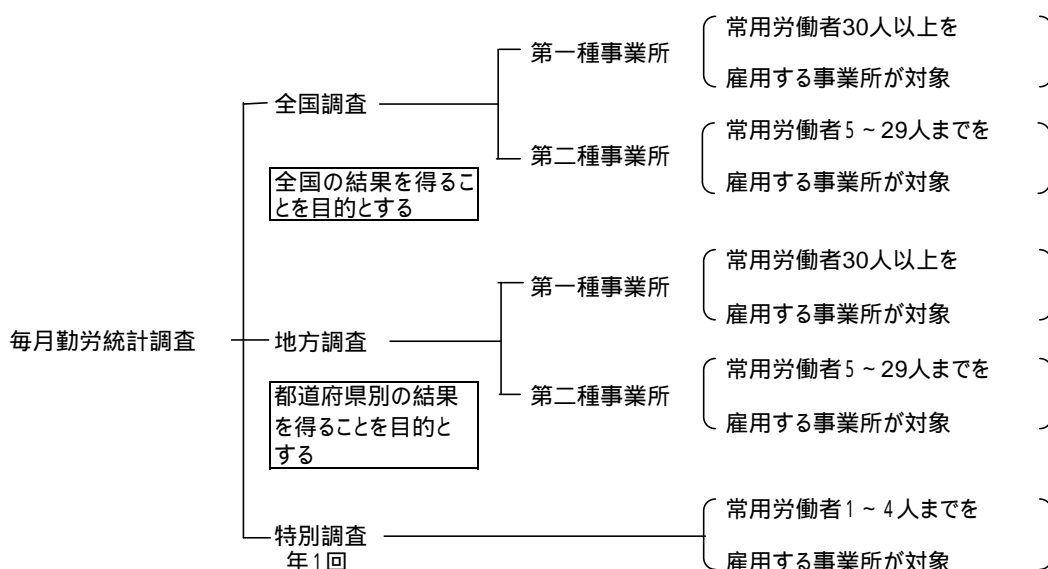


調査の概要

1. 調査の目的

「毎月勤労統計調査特別調査」は、常用労働者1～4人の事業所における賃金、労働時間および雇用の状況を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査」を補完することを目的としています。



2. 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類(平成19年11月改定)に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)に属し、かつ、平成21年7月31日現在1～4人の常用労働者を雇用する事業所のうち厚生労働大臣が指定する一定の地域に所在する県内約400事業所について実施しました。

3. 主な用語の定義

(1) 常用労働者

調査期日(平成21年7月31日)現在、当該事業所に在籍している人で、次のいずれかに該当する人をいいます。

イ 期間を決めずに、または1か月を超える期間を定めて雇われている人

ロ 日々または1か月以内の期間を限って雇われている人で、前2か月(5月および6月)の各月にそれぞれ18日以上雇われた人

なお、法人組織の取締役・監査役・理事などの重役・役員、また、工場長・支店長であっても、常時事業所に出勤して、雇用者として一定の職務に従事し、一般雇用者と同じ基準で毎月給与が算定されている人や、事業主の家族であっても常時その事業所に勤務し、その事業所における一般雇用者と同じ基準で毎月給与が算定されている人は常用労働者に含めます。

また、いわゆるパートタイム労働者で、上記イまたはロの条件を満たしている人も常用労働者に含めます。

(2)きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって、毎月きまって現金で支給される給与額(超過勤務手当を含む。)のことをいいます。所得税、各種社会保険料などを差し引く前の金額です。

(3)特別に支払われた現金給与額

平成20年8月1日から平成21年7月31日までの1年間に、一時的または臨時的に現金で支払われた給与のことで、夏季または年末の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分および支給事由の発生が不確実な給与をいいます。なお、この調査結果においては、勤続1年以上の人1人当たりの平均を算出しています。

(4)実労働時間

常用労働者が実際に働いた時間をいいます。早出時間、残業時間、手待時間を含みますが、休憩時間は除きます。

(5)出勤日数

本来の業務遂行のために実際に出勤した日数をいいます。

(6)短時間労働者

通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいいます。

4. 結果の算定方法、利用上の注意

(1) 常用労働者数、きまって支給する現金給与額、実労働時間等は推計値であり、調査票におけるそれぞれの調査数値に、その調査事業所の所在する調査区の属する層の調査区倍率(層ごとに母集団調査区数を標本調査区数で割ったもの)を掛けて得たものを合計して算定したものです。各種平均値等はすべてこの推計値を用いて算定しています。

ただし、本文中の調査結果は次の表によります。

事業所規模	区分	結果数値	備考
1～4人	滋賀県	特別調査滋賀県値	常用労働者を1人から4人雇用する事業所の集計結果
	全国	特別調査全国平均値	
5人以上	滋賀県	地方調査7月分結果	常用労働者を5人から29人雇用する事業所と 常用労働者を30人以上雇用する事業所とを合わせた集計結果
	全国	全国調査7月分結果	
30人以上	滋賀県	地方調査7月分結果	常用労働者を30人以上雇用する事業所の集計結果
	全国	全国調査7月分結果	

(2) 文中の統計表における符号の意味は次のとおりです。

「0.0」……単位未満。

「-」……調査対象事業所なし。

「X」……集計事業所数が少ないため公表していません。

(3) 比率の算出については、単位未満を四捨五入しているため、構成比の合計が100.0にならない場合があります。

(4) 文中の一部の表・図は、「対象事業所なし」、「集計事業所数が少ないため公表なし」を除いた主な産業のみ掲載しています。詳しくは、P14以降の統計表をご覧ください。

(5) 事業所規模5人以上および30人以上の事業所との比較について

平成21年毎月勤労統計調査特別調査の結果については、日本標準産業分類の改定(平成19年11月)に伴い、改定後の日本標準産業分類に基づいて産業を分類しています。

一方、事業所規模5人以上および30人以上の事業所を調査している全国調査および地方調査の結果については、改定前(平成14年3月)の日本標準産業分類に基づいています。

このため、平成21年毎月勤労統計調査特別調査結果と、全国調査結果の事業所規模5人以上および30人以上の事業所との比較にあたっては、調査産業計、建設業、製造業、卸売業、小売業および医療、福祉については改定前の日本標準産業分類に基づく調査産業計、建設業、製造業、卸売・小売業および医療、福祉のそれぞれと分類の範囲が同一又は類似であるため比較を行っていますが、宿泊業、飲食サービス業およびサービス業改定前の産業分類とは分類の範囲が大きく異なるため比較していません。

(第2表、第4表、第6表、第8表および第5図)